

寒川町介護保険運営協議会規則で規定する委員を定める要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寒川町介護保険運営協議会規則（平成18年寒川町規則第9号。以下、「運営協議会規則」という。）第3条の規定に基づき、委員の選出について定めるものとする。

(委員)

第2条 運営協議会規則第3条の委員については、次のとおりとする。

協議会委員	要領に規定する委員
(1) 識見を有する者	(1) 学識経験者
(2) 関係団体代表	(2-1) 寒川町介護サービス事業所連絡会 (2-2) 一般社団法人茅ヶ崎医師会 (2-3) 一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会 (2-4) 一般社団法人茅ヶ崎薬剤師会 (2-5) 寒川町自治会長連絡協議会 (2-6) 寒川町民生委員児童委員協議会 (2-7) 神奈川県平塚保健福祉事務所
(3) その他町長が適当と認める者	(3-1) 介護保険の1号被保険者及び2号被保険者 (3-2) 介護サービス又は介護予防サービスの利用者又はその家族

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。